

『往生拾因』に記される五逆についての一考察

難波教行

はじめに

『仏説無量寿経』（以下、『大経』と称す）に説かれる第十八願とその成就文にある「唯除五逆誹謗正法」という経言を親鸞（一一七三―二六二）がどのようにに聞思したのかを、特に『顕浄土真实教行証文類』（以下、『教行信証』と称す）「顕浄土真实信文類三」（以下、「信卷」と称す）後半の展開に基づいて考察することが著者の近年の研究課題である。小論では、親鸞が「信卷」の最巻末に示している五逆についての記述（以下、「五逆の文」と称す¹⁾）に託した自覚内容を正確に読むための前段階として、その文が基づいている永観（二〇三三―一一二）の『往生拾因』「第二因」に記されている五逆について考察を試みたい（ただし、親鸞は永観の名も『往生拾因』の署名も示していない）。

まず第一節で、『往生拾因』に記される五逆の特徴を考察する。後述するように、『往生拾因』に記される五逆についての文は、意図的に幾つかの経論から構成されたことにより、仏教通説の五逆とは異なる内容を有している。そのため、永観が『往生拾因』に五逆の内容を記すにあたって、どの経論に基づいているのかを順を追って確かめ

ていくこととする。ただし、その文の構造はやや複雑であるので、考察は煩瑣になることを免れない。したがって、読みやすさを考慮して、『往生拾因』が基づく経論を引用する際、特に注目すべき箇所には傍線を附し、適宜改行した。また資料として、「五逆の文」と『往生拾因』の文、そして『往生拾因』が基づく慧沼等の文、さらにそれらの典拠となる文を図表化したものを小論の後に附した。次に第二節では、永観の五逆の了解を、永観が念仏を修し、『往生拾因』を執筆した背景と、『往生拾因』の文脈から考察したい。そして、これらの考察を通して、最後に「信卷」巻末の「五逆の文」に言及することで結論に代えたい。

第一節 『往生拾因』に記される五逆の特徴

第一項 第一の特徴

永観は『往生拾因』「第二因」において、

五逆者若依^{シテ}溜州^ニ五逆有^レ二[〃]

と述べて、自身の示す五逆が溜州大師慧沼（六四八―七二四）に依っているものであることを明らかにしている。しかし実際には、慧沼の著作である『金光明最勝王経疏』（以下、『最勝王経疏』と称す）を直接の典拠としているところでは、「大乘の五逆」の一部に過ぎず、その他の大部分の記述は永観自身が別の経論を組み合わせて案出した五逆である。つまり、『往生拾因』に記される五逆とは、部分的に慧沼に依っているが、永観の独自の取捨選択によって構成されていることである。そして、それを親鸞がほぼ全文そのまま「信卷」に記したということは、仏教通説で言われる五逆ではなく、この永観の案出した特徴的な五逆についての文に基づかなければ、「信卷」におい

て自身の自覚内容を託すことができなかつたということ物語っている。そうであるから、永観の記した五逆の特徴を考察することは、「五逆の文」の意義の一端を考えることにも繋がると思われるのである。

さて、『往生捨因』に記される五逆の最大の特徴は、それが二種挙げられていることではないだろうか。永観が五逆を二種挙げる根拠は、永観自身が述べているように、慧沼にある。そしてその二つとは、「三乗の五逆」と「大乘の五逆」である。慧沼は、『最勝王経疏』の第三卷・末において、

依薩遮尼乾子経等有大乘五逆

経①悪心出仏身血②誹謗正法破和合僧③殺阿羅漢④⑤殺害父母 賛曰。是之五逆三乗通説。

総大乘不共逆中当第四逆。

(番号①～⑤引用者)

と述べ、「五逆三乗通説」と「大乘五逆」を示している。慧沼に依れば、「五逆三乗通説」(通説)の語が示すように、これは仏教(一乗から三乗)の五逆である)は、『薩遮尼乾子所説経』(以下、『薩遮尼乾子経』と称す)等に説かれる「大乘五逆」の第四逆に位置付けられる。そして、この慧沼の五逆理解は、「依薩遮尼乾子経」とあるように、『薩遮尼乾子経』第四卷の次の箇所依っている。

王言。大師。何者根本罪。答言。大王有五種罪。名為根本。何等為五。

一者破壊塔寺焚燒経像。或取仏物法物僧物。若教人作見作助喜。是名第一根本重罪。

若謗声聞辟支佛法及大乘法。毀些留難隱蔽覆藏。是名第二根本重罪。

若有沙門信心出家。剃除鬚髮身著染衣。或有持戒或不持戒。繫閉獄枷鎖打縛。策役驅使責諸発調。或脱袈裟逼

令還俗。或斷其命。是名第三根本重罪。

於五逆罪若作一業。是名第四根本重罪。

謗無一切善惡業報。長夜常行十不善業。不畏後世。自作教人堅住不捨。是名第五根本重罪。

大王当知。若犯如是根本重罪而不自悔。決定燒滅一切善根。趣大地獄受無間苦。⁵⁾

慧沼と永観によって「大乘五逆」と言われる箇所は、その典拠では「五逆」（または五逆を示す五無間）という語が用いられておらず、「根本重罪」と言われるものであった。そして、その「根本重罪」の一つが「五逆」なのである

（五逆は第四根本重罪に位置付けられている）。ただし、慧沼は恣意的に「根本重罪」を「大乘五逆」に言い換えているのではない。そのように了解したのは、慧沼の師である慈恩大師基（六三二―六八二）である。基は、「業障」の実を示すなかで、先に引用した『薩遮尼乾子經』の文に依って、そもそもは五種の「根本重罪」であったものを、『妙法蓮華經玄贊』第三卷・末において、

業障者依薩遮尼乾子經有_レ五種逆_一。

一破_レ塔壞_レ寺焚燒_レ經像_一。竊盜及用_三宝財物_一。

二謗_三乘法_一言_レ非_三聖法_一。障礙留難隱蔽弊覆蔽。

三於_二一切出家人所_一。若有戒無戒持戒破戒打罵訶責。說_二其過失_一禁_二閉牢獄_一。或脫_二袈裟_一逼令_二還俗_一。責役駭使債_レ其發_レ調斷_二其命根_一故。大集經言說_二一破戒比丘過失_一。過_レ出_三万億_二億身血_一。

四殺_レ父害_レ母殺_二阿羅漢_一出_二仏身血_一破_二和合僧_一。

五起_二大邪見_一謗_レ無_三因果_一。長夜常行_二十不善業_一。

此之五種唯於_二大乘一名_三五逆業障_一。⁶⁾

と「大乘に於て五逆業障と名づく」と述べている。このように『薩遮尼乾子經』に示される通説の五逆を、二重傍線部箇所のように具体的な行為の内容に置き換えることで、基は「根本重罪」を「五逆業障」として自然な形で示

している（もし置き換えていなければ、五逆業障のなかに五逆が位置付けられることになり、非常に不自然になる）。そして慧沼は、『薩遮尼乾子經』の經説と、師である基のこの説示に基づいて、『最勝王經疏』第三卷・末に、次のように「大乘經所説五逆」を示すのである。

經無知謗正法不孝父母作如是衆罪我今悉懺悔。贊曰。第十一懺由五逆所造惡業。

依大乘經所説五逆。非三乘通説。

言五逆者。準薩遮尼乾子經。

一不得破塔壞寺焚燒經像及用盜三寶財物。

二謗三乘法言非聖教。障礙留難隱蔽覆藏。

三於一切出家人所若有戒無戒持戒破戒打罵訶嘖。説過禁閉還俗驅使責調斷命。

四不得殺父母出仏身血破和合僧殺阿羅漢。

五不得謗無因果長夜常行十不善業。

今此謗法即第二逆。不孝父母即第四逆。

これを承けて永観は、さらに右記二重線部の「通説」という二文字を取り除き、

一者三乘五逆

31 (難波)

と述べるのである。すなわち永観は、慧沼のこの「三乘通説には非ず」に代表される教示に基づき、「三乘の五逆」の意味を、「仏教通説の五逆」（一乗から三乗まで）から「小乘の五逆」（三乗のみ）へと変え、「大乘の五逆」と対応する形で示したのである。以上のような背景があつて、永観はこの二種の五逆の関係を対等なものと看做し、『往生拾因』に示すこととなつた。これが『往生拾因』に記される五逆の第一の特徴である。

第二項 第二の特徴

次に注目したいのは、永観の挙げる「三乗の五逆」が特徴的な点である。永観は慧沼の『最勝王経疏』に依っているもので、そこに記されている「三乗通説の五逆」の内容（経①悪心出仏身血②誹謗正法破和合僧③殺阿羅漢④⑤殺害父母）は当然知っている。また、『往生捨因』において「三乗の五逆」の後に記される「（三乗の）五無間の同類の業」の根拠となる『阿毘達磨俱舍論』（以下、『俱舍論』と称す）第十七巻にも、五逆の内容は、

言_三無間業者。謂五無間業。其五者何。一者害母。二者害父。三者害阿羅漢。四者破和合僧。五者悪心出_三仏身血_一。⁽¹¹⁾

と説かれている。このように、仏教通説の五逆は五つの行為として説示され、その行為が起こってくる根拠には言及されない。

しかし永観は、「三乗の五逆」を述べる際、それらの説示に基づくのではなく、『大乘大集地藏十輪経』（以下、『十輪経』と称す）第三巻の次の経説に基づいて五逆を示しているのである。

有_三五無間大罪惡業_一。何等為_レ五。一者故思殺_レ父。二者故思殺_レ母。三者故思殺_三阿羅漢_一。四者倒見破_三声聞僧_一。五者悪心出_三仏身血_一。如_レ是五種。名為_三無間大罪惡業_一。若人於_三五無間中_一。隨造_三一種_一。不_レ合_三出家及受_三具戒_一。⁽¹²⁾

この経説は、「五無間大罪惡業」という、もし一つでも惡業を造った者は出家受戒を許されず、またそれを破つて受戒させた師は罪を犯したことになることを明かすという文脈で説かれている。⁽¹³⁾『十輪経』に説かれる五逆の特徴は、五逆のすべての行為の前に、「故思」「倒見」「悪心」という言葉のいずれかが附され、行為とともに、その行為に至る根拠が示されている点である。ほかの経論に示される五逆が行為だけに言及することに鑑みれば、これは特徴的

であると言わなければならない。この箇所を永観は意図的に選び、「三乗の五逆」として、次のように述べている。
 一者三乗五逆謂一者故思殺_レ父_ニ者故思殺_レ母_ニ者故思殺_レ羅漢_ニ四者倒見_ヲ破_ニ和合僧_ニ五者惡心_ヲ出_ニ仏身_ヲ血_一⁽¹⁴⁾
 そして永観は、それが「逆」となる理由を、

以背_テ恩田_ニ違_フ福田_ニ故名_レ之_ヲ為_レ逆_一⁽¹⁵⁾

と述べ、「恩田に背き福田に違ふ」という点で押さえている。この「恩田」とは父母のことで、「福田」とは仏・和合僧を意味する⁽¹⁶⁾。この文言は永観自身の言葉で記したものであるが、おそらく次の『俱舍論』の教説に依りながら、逆が「逆」と言われる所以を示したものであろう。『俱舍論』第十八巻には、

謂害_ニ父母_ニ是棄_ニ恩田_一。如何有_レ恩。身生本故。如何棄_レ彼。謂捨_ニ彼恩_一。徳田謂余阿羅漢等。具_ニ諸勝徳_ニ及能生_一故。壞_ニ徳所依_ニ故成_ニ逆罪_一⁽¹⁷⁾。

と述べられている。ここで、父母を害することが逆となる理由については、「身生本故」（身を生ずるの本なるが故⁽¹⁸⁾なり）と言われ、余の阿羅漢等を害することが逆となる理由については、「具_ニ諸勝徳_ニ及能生故」（諸の勝徳を具し、及び能く（他の勝徳を）生ずるが故なり⁽¹⁹⁾）と教示されている。このことから、「恩田に背き、福田に違ふ」ということは、自己存在そのものに背き、違ふことと言えるのではないだろうか。

以上の点から『往生拾因』に記される五逆の第二の特徴として、五逆が単なる行為として示されるのではなく、行為のものである自己存在の思いに基づいて起こる事柄として示されている点が挙げられるだろう。

第三項 第三の特徴

最後に注目したいのは、「五無間の同類の業」と「近無間の業」の存在である。永観は「三乗の五逆」と「大乘の

五逆」を示すだけではなく、三乗の五逆の後に「五無間の同類の業」を『俱舍論』に基づいて示し、大乘の五逆の後には、十悪に言及して、前の四つを四重禁であると述べたうえで、その四重禁が「近無間の業」になる場合を『十輪経』に基づいて示している。

前者に関しては、『俱舍論』第十八巻に、

唯無間罪定生_レ地獄。諸無間同類亦定生_レ彼。有余師説。非_二無間生_一。同類者何。

頌曰。

汚_二母無学尼_一 殺_二住定菩薩

及有学聖者_一 奪_二和合僧縁_一

破_二壞窣堵波_一 是無間同類

論曰。如是五種隨_二其次第_一是五無間同類業體。謂有_下於_二母阿羅漢尼_一行_中極汚染_上謂非梵行。或有_下殺_二害住定菩薩。或殺_二学聖者。或奪_二僧合縁。或破_中窣堵波_上。是五逆同類。⁽²⁰⁾

と言われる「五逆同類」の罪を、永観は通説の五逆の一々に当てはめ、「五無間の同類の業」を提示している。

後者に関しては、『十輪経』原文では、「三乗の五逆」が基づいていた箇所(『十輪経』の経言)⁽²¹⁾のすぐ後に、五逆罪を犯した者のほかに、犯した者は受戒出家が許されないとされる「四種近五無間大罪悪業根本之罪」⁽²²⁾(四種の五無間の大罪悪業に近き根本罪)⁽²³⁾を説示する箇所であった。永観は、十悪の前四項目である「殺・盜・姪・妄語」を「四重禁」としたうえで、『十輪経』に説かれる四種の根本罪が「近(五)無間の業」となる場合を示す文として次のように述べている。

次十悪者身三口四意_三常_二如_{カニ}十中前四名_三四重禁_ト謂殺盜姪妄語也

若依三十輪經^ニ於^テ此四重中^ニ說^ク近無間業^一

故彼經云^一起^ニ不善心^一殺^ス害^ス獨^ヲ覺^レ是^レ殺生^ニ姪^ニ羅漢尼^一是^レ欲邪行^ニ侵^ハ損^ス所^レ施^ス三^ニ寶^一財物^ト是^レ不與取^ニ四^ニ倒見^ヲ破^ス和合僧衆^ヲ是^レ虛誑語^トナリ

これによって『往生拾因』では、「大乘の五逆」の内実を提示した後、十悪のなかでも五逆に近い罪を挙げるといふ展開になっている。このように永観は、「三乗の五逆」、三乗の「五無間の同類の業」、「大乘の五逆」、「十悪」のなかの「四重禁」が「近無間の業」となる場合を挙げるのである。つまり永観は、慧沼に依って二種の五逆があると言いながら、それだけにとどまらず、多くの「逆」の在り方を示しているのである。これが、『往生拾因』に記される五逆の第三の特徴である。

以上、典拠を確かめるなかで浮かび上がってきた『往生拾因』に記される五逆の特徴を三点示してきた。纏めると以下のとおりである。

第一の特徴：「三乗の五逆」と「大乘の五逆」を対等なものとして、五逆を二種示している点

第二の特徴：五逆を単に行為として示すのではなく、行為の根拠である自己存在の思いに関わる事柄として示している点

第三の特徴：「三乗の五逆」と「大乘の五逆」を示すにとどまらず、「五無間の同類の業」及び「近無間の業」(「十悪」のなかの前四つである「四重禁」が「近無間の業」となる場合)を示して多くの「逆」の在り方を示している点

第二節 永観の五逆の了解

第一項 永観の無常観と危機意識

前節において、『往生拾因』に記される五逆の特徴を、その典拠を確かめながら考察してきた。本節では、永観が五逆をどのように了解していたのかを、永観が念仏を修し、その念仏が往生の因となることを示した『往生拾因』を著すに至った背景と、『往生拾因』の内容とを踏まえて考察したい。

永観は三論宗の僧であった。⁽²⁵⁾三論教学を中心に学ぶなか、永承五年(一〇五〇)、永観の年齢で言えば十八歳以後は学問研究の合間に念仏を行うようになり、その回数毎日一万遍に及んだと言われる。このように、永観が三論教学と同時に念仏を修するようになったのは、無常観と危機意識からであると考えられる。

第一の無常観については、末法の到来を深刻に意識したこと、師深観(一〇〇〇―一〇五〇)と養父元命(九七〇―一〇五二)の入滅が影響している。当時、すなわち末法到来第一年として考えられていた永承七年(一〇五二)を数年後に控えた永承年間(一〇四六―一〇五二)は、たとえば永承元年(一〇四六)の興福寺焼失、永承七年(一〇五二)の長谷寺の焼失、永承六年から七年(一〇五一―一〇五二)の疫病の流行などがあり、末法到来は広く現実のものとして受け入れられていた。また深観は、永観が念仏を始めた年である永承五年に死去し、元命も翌年に没している。またその後、永観が三十歳を過ぎた頃から、持病の風痺^{ふうしよ}風阿^{ふうあ}(高血圧神経痛)に冒されたことも無常を観じた一因と見受けられる。この病気が引き金となり、永観は光明寺に七、八年の間蟄居する。永観の無常観は、『往生拾因』全体に流れるものであるが、特にその序に、

と記し、「三論宗 永観」ではなく「念仏宗 永観」と名告っている。これには、他宗に対して念仏宗を開くという意識が、とりたててあるわけではなかったと先学に指摘されているが、それでもそこには念仏を宗とするという永観の自覚が窺われる。

そして永観が念仏と述べるとき、それが称名念仏であることが『往生捨因』の序の次の文に示されている。

依道綽之遺誠^ニ火急称名順^ニ懷感旧儀^ニ励声念仏^ニ有時^ニ五体投^レ地称念^ニ有時^ニ合掌^ニ當^レ額專念^ニ凡厥一切時^ニ一心称^ニ念^ニ依^ニ於小縁^ニ不^レ退^ニ大事^ニ難^ニ值^ニ一遇^ニ豈惜^ニ身命^ニ念仏一行^ニ開^ニ為^ニ十因^ニ

これらのことから永観は、無常と危機を突破する行として称名念仏を掲げるのであり、その念仏が往生の因になる理由を十因に開くのである。

第二項 念仏による滅罪

さて、永観が五逆に言及するのは、『往生捨因』の「第二因」においてである。永観はその冒頭に、

第二一心称^ニ念^ニ阿弥陀仏^ニ衆罪消滅^ニ故必得^ニ往生^ニ

と述べ、「一心」に阿弥陀仏を称念すれば衆罪が消滅するのであるから、必ず往生を得ることを示している。そしてその教証として永観は、

観経云^ニ但聞^ニ仏名^ニ菩薩名^ニ除^ニ無量劫生死之罪^ニ何況憶念^ニ又說^ニ下品^ニ云^ニ或有^ニ衆生^ニ毀^ニ犯^ニ五戒八戒及具足戒^ニ如是愚人^ニ偷^ニ僧祇物^ニ盜^ニ現前僧物^ニ不淨說法^ニ乃至作^ニ五逆十惡^ニ臨^ニ命終時^ニ遇^ニ善知識^ニ称^ニ仏名^ニ故於^ニ念念中^ニ除^ニ八十億劫生死之罪^ニ命終之後^ニ即得^ニ往生^ニ

と『仏説観無量寿経』(以下、『観経』と称す)流通分の文と、『観経』下品の文を略鈔した文を引いている。そして

永観は、ここで言われる「僧祇物」と「現前僧物」とについて釈した後に、五逆について詳細に述べ、十悪にも言い及ぶのである。その内容は前節で確認したとおりであるが、永観はその後、

設有^ニ此^ヒ等^ノ重罪^ノ惡業^ニ至^シレ^バ心信^ヲ樂^シ稱^ス念^ス南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏^ニ於^テ念念^中皆得^ニ消滅^ス何況^ニ余罪^ヤ33)

とたとえこれらの重罪があつても、称名念仏によって五逆・十悪の罪が消滅すると言ふ。そして、五逆・十悪と呼ばれる大罪が消滅するのであるから、それより軽い余罪が消滅するのは当然であると言ふ。つまり、『往生拾因』の文脈で、五逆のみならず、十悪についても述べるのは、称名念仏によって全ての罪が消滅することを強調するためである。言い換えるならば、永観において五逆、あるいは十悪とは、念仏によって消滅させることができる罪なのである。また永観は、自身の滅罪観を、

如^キ彼^ハ大莊嚴^ノ仏滅後^ノ四惡^ノ比丘^ノ十^ニ万億歲^ノ四念^ヲ処^ヲ觀動^ヲ修^ヲ精進^ス如^ク救^フ頭^ヲ燃^レ而^シ小乘^ノ行^ハ無^ニ滅罪^ス故^ニ還^ニ墮^ス無^ニ間^ニ由^テ此^ニ應^レ信^ス大乘^ノ滅罪^ノ之^ノ方法^ヲ弥陀^ノ一念^ノ之^ノ功德^ヲ34)

と述べ、小乗の行では罪を滅することができず、地獄に墮すことに対して、称名念仏は「大乘滅罪の方法」であると示している。これは詰まるところ、罪を消滅しなければ往生を得ることはできないという往生観であり、滅罪が永観にとって極めて重要な要素であつたことが窺われる。

ところで、永観は念仏を称名念仏とするものの、ただ単にそれを「南無阿弥陀仏」と声に出す行であると考えていたわけではない。このことは永観が、往生の十因の全てにおいて「一心称念阿弥陀仏……故必得往生」と述べ、「称念阿弥陀仏」の前に「一心」を附していることから窺われよう。つまり、称名念仏は「一心」に行われなければならないことが示されているのである。そしてこの「一心」は、『往生拾因』のなかでは三昧を意味する。これについては「第八因」を中心に、「第七因」から「第九因」に渡つて論じられている。今それらの内容を詳細に検討す

ることはできないが、「第七因」から「第九因」までの標章の文によって流れを追ってみたい。

第七一心称念^ニ阿弥陀仏^ヲ三業相応故必得^ニ往生^一⁽³⁵⁾

第八一心称念^ニ阿弥陀仏^ヲ三昧発得故必得^ニ往生^一⁽³⁶⁾

第九一心称念^ニ阿弥陀仏^ヲ法身同体故必得^ニ往生^一⁽³⁷⁾

ここに各章の鍵語として「三業相応」「三昧発得」「法身同体」が示されている。「第七因」において、永観は『往生拾因』の念仏が称名念仏であることを明らかにするのであるが、それは称名念仏だけが三業（身・口・意）相応するからであるという了解に基づいている。そして永観は、三業相応によって余念が交じらず、専念が発起するとい、また、専念が発起しなければ何度称名念仏を行しても往生を得ないと述べている。

「第八因」においては、一心専念の念仏は口称三昧であることが示されている。これによって、阿弥陀仏を称するのは三昧を得るためであるという永観の了解が窺われる。また永観は「第八因」を閉じる際に、

十因之興意在三斯因不^レ愛^ニ身命^ヲ但惜^ニ三昧^ヲ若愛^ニ宝地^ヲ必生^ニ淨土^ニ思^レ之^ヲ知^ル⁽³⁸⁾

と特別に述べているように、三昧発得を十因のなかで中心の因であると考えていた。

それではなぜ三昧発得が重要なのだろうか。それが「第九因」の主題であり、三昧発得により自己と阿弥陀仏は法身のレヴェルでは同体であることを証悟することができるからであると示されている。

「第七因」から「第九因」までの内容から、永観が称名念仏を勧めるのは、称名念仏によって「一心」（専心↓三昧発得↓法身同体の証悟）を発起することができるからであると考えることができる。ここに永観は自身の名に「念仏宗」を冠しながら、三論宗に立脚し、仏道実践の方法として称名念仏を修していたということが了解できるのである。

したがって、永観に依れば、五逆と十悪の罪が消滅するといっても、念仏の力用によるというより、三昧発得を中心とした「一心」を根拠として消滅するというのである。永観にとつてこの「一心」とは、「故思」「倒見」「悪心」と相反する心であったに違いない。永観にとつては、この「一心」の発起こそが重要であつたため、たとえ「故思」等の心を起こしても、後に称名念仏を行じ、また「一心」を発起すれば罪が消滅すると思われている。ここに、永観がわざわざ『十輪経』に依つて「三乗の五逆」を示す理由も窺われるのではなからうか。

このことに関連して、「第十因」に記される、『大経』に説かれる第十八願の唯除の文と『観経』の下品下生の経説との矛盾に対する永観の見解を確かめておきたい。永観は、

釈有二十五家互為是非恐文繁雜略而不述今試釈云彼本願中除十念後造五逆者由一念惡滅諸善故観経不爾故不相違³⁹⁾

と『釈浄土群疑論』に記される十五説については文が繁雑になるのを恐れて論じないと断つたうえで、自身の見解を示している。永観は、本願に五逆と誹謗正法が除かれるのは、十念の後の五逆であるからと述べ、また一念の悪によつて諸善を滅すると述べている。ここで五逆が「一念の悪」と言い換えられていることに注目してみても、永観は五逆と言うとき、単に行為を指すのではなく、その行為に至る根拠となる心を重要視していたことが窺えるだろう。また、この永観の説に基づいて考えると、三昧発得を中心とした「一心」が発起しても、「故思」等の心（すなわち「一念の悪」）によつて往生することができなくなることとなる。ここに、どこまでも「一心」の保持を重要視した永観の往生観があらわれている。

以上のとおり、永観においては「一心」の発起が重要であつた。したがって、五逆の内容も行為としてではなく、その行為に至る根拠となる「一心」と相反する心を問題としたと思われる。ただし、永観の述べる「一心」とは、

三昧發得を中心とする心であるから、それは自力の心であり、称名念仏はその心に到達するための方法という位置付けを超えるものではない。ここに「念仏宗 永観」を名告り、無常観と危機意識をもちながらも、親鸞の仏道観とはその方向性を真逆にする永観の仏道観が明らかとなった。

結論に代えて―「信巻」巻末の「五逆の文」の考察への展望―

小論では、第一節にて永観の『往生捨因』に記される五逆の特徴を考察した。重複にはなるが論旨を明瞭にするために、ここで改めてその特徴を示してみよう。

第一の特徴：「三乗の五逆」と「大乘の五逆」を対等なものとして、五逆を二種示している点

第二の特徴：五逆を単に行為として示すのではなく、行為の根拠である自己存在の思いに関わる事柄として示している点

第三の特徴：「三乗の五逆」と「大乘の五逆」を示すにとどまらず、「五無間の同類の業」及び「近無間の業」(「十悪」のなかの前四つである「四重禁」が「近無間の業」となる場合)を示して多くの「逆」の在り方を示している点

資料を参照しても明確なように、この特徴的な永観の取捨選択による五逆についての文を、親鸞はほぼそのまま用いて「信巻」に記している。したがって、これらの特徴は、「信巻」の文脈においても非常に重要な要素であると考えられる。ただし、第三の特徴のなかで示した次の文の網掛け部分については、「信巻」巻末の「五逆の文」において省かれている。

次十悪者身三口四意三常如十中前四名二四重禁二謂殺盜淫妄語也

若依^{シラハ}十輪經^ニ於^テ此四重中^ニ說^ク近無間業^一

故彼經云^一起^ニ不善心^一殺^ス害^ス獨覺^一是殺生^ニ姪^ニ羅漢尼^一是欲邪行^ニ侵^ス損^ス所^レ施^ス三寶^ニ財物^一是不與取^ニ四倒見^一破^ス和合僧衆^一是虛誑語^ニ鈔略^一 (40)

(網掛け部分は「五逆の文」で省かれている箇所)

親鸞は網掛け部分を引用しないことによって、この後の教説を「十悪」の罪が「近無間の業」の罪となる場合を示した文としてではなく、大乘の「五無間の同類の業」に当たる位置付けとして理解できるようにしている。つまり、主題が五逆から「十悪」、あるいは「四重禁」に移るのではなく、また「近無間の業」としてでもなく、あくまで五逆の内実としての文言として示しているのである。また省いたことによって「彼の經」の指すものが、『十輪經』から『薩遮尼乾子經』に変わる点も指摘できる。(41)

この確認を踏まえて、永観の五逆理解ではなく、「信巻」巻末の「五逆の文」の特徴を挙げるならば、第一・第二の特徴は『往生拾因』のそれと同じであり、第三の特徴は「近無間の業」として挙げられていた『十輪經』に基づいていた箇所を「近無間の業」としてではなく、大乘の「五無間の同類の業」に当たる位置付けとして挙げて、多くの「逆」の在り方を示していると言うべきであろう。

第二節では、まず永観が念仏を修し、『往生拾因』を著すに至った背景として、まず永観の無常観と危機意識を探り、次に永観の主張する念仏による滅罪について論じた。考察によって提示したように、永観が称名念仏によって罪を滅することができることと述べる根拠は、三業が相応する称名念仏によって「一心」を發起するからであった。すなわち永観にとって、五逆の特徴の第一に挙げた行為の根拠となる「故思」等の心を消し、「一心」を發起することが、なにより重要な課題であったと言えるだろう。ただし、永観の言う「一心」とは三昧発得を中心とする心であり、念仏はその心に到達するための方法である。これらによって、永観は「念仏宗 永観」を名告り、さらに無常

観と危機意識をもちながらも、親鸞とはその方向性を異にする仏道観をもっていたことが明らかとなった。

ここに至って、「信巻」巻末の「五逆の文」が、なぜ『往生拾因』に基づいているのかについて考察する展望を述べておきたい。この理由については、香月院深励が、

日本で空也永観は横川（源信）の前後にて念仏を勧めたる師なり。その勧めむる念仏は善導流でない故に正依に非ざれども日本で名高き人なり。其永観が湍州によりて明してある故に。是は従ふべしとある思召で依り給ふなり。⁽⁴⁾

と述べていることに代表されるように、永観が日本において法然に先立って念仏を勧めていた仏者であるからという見解がある。しかしながら、第二節で考察したように、親鸞と永観の仏道観・念仏観はその方向性を異にするし、「はじめに」で指摘したとおり、親鸞は敢えて典拠を記していない。これらのことに鑑みれば、親鸞が「五逆の文」を『往生拾因』に基づいて記す理由は、永観その人に理由があるのではなく、第一節で考察した『往生拾因』に記される特徴的な五逆の内容にこそ、その理由があると考えられるであろう。したがって、今後はこの特徴を踏まえたいうえで、「五逆の文」の意義の考察を進めていきたい。

註

(1) 『定親全』一・一九一—一九二頁〔『聖典』二七七—二七八頁〕参照。

(2) 本論でも論じていることであるが、この文は「五逆とは何か」ということを、仏教の通説にしたがって示しているのではなく、明らかに通説の範疇を超える五逆が記されている。ここに、親鸞がこの文を記さなければならなかった理由として、その前に引用されている曇鸞・善導の文の助頭としての意義を超えていることが示唆されていると言えるだろう。この点から見れば、この箇所を「五逆追釈」（『聖典』一〇〇〇頁 傍点引用者）と呼ぶことは適確とは言えない。またこの文は、永

観の著である『往生捨因』に基づいたものであるが、親鸞は永観の名も『往生捨因』という著作名も示しておらず、『教行信証』の論述では、典拠が分からないようになっていいる。その意味で唐突に、

言三逆者依三溜州一五逆有二二者三乘五逆(中略)二者大乘五逆^{ナリ}

〔定親全〕一・一九一—一九二頁〔聖典〕二七七頁〕中略引用者

と、五逆について述べ始める文である。この点から見れば、この文を「永観の文」、あるいは「往生捨因」の「文」等と呼称することも親鸞の意図に反していると考えられる。また、文中に名が出るのは「溜州」(これは生まれた場所であるが、溜州大師慧沼を指す言葉)であるが、それは永観の著述に記されたものであるし、この文中の慧沼の文は一部分に過ぎない。したがって、この文を「溜州の文」等と慧沼の名に寄せて呼称することもまた不適當であろう。そこで小論では、すでにこの文について論じている安藤文雄に倣い、「五逆の文」と称することとしたい(『教行信証』信巻・卷末の五逆の文について)『印度学仏教学研究』三十三・一参照)。

- (3) 『浄土宗全書』十五・三七七頁
- (4) 『大正蔵』三十九・二四三頁c
- (5) 『大正蔵』九・三三六頁b
- (6) 『大正蔵』三十四・七〇八c—七〇九頁a □内引用者
- (7) 『大正蔵』三十九・二三七頁a
- (8) 『浄土宗全書』十五・三七七頁
- (9) 香月院深励は、これについて永観の間違いであると示している(『教行信証講義』『教行信証講義集成』七・二二—二頁参照)。しかし筆者は、永観の意図的なものであると考えたい。
- (10) 既述のように五無間とは、五逆と同意である。『俱舍論』には「五無間同類業」を「五逆同類」として示している例がある(『大正蔵』二十九・九四頁b・資料参照)。
- (11) 『大正蔵』二十九・九二頁b
- (12) 『大正蔵』十三・七七三頁a
- (13) 受戒を許されないのは、五逆罪を造つた者に限るのではなく、永観が「四重の中」の「近無間の業」と示す箇所にも説かれている(『大正蔵』十三・七七三頁a—b参照)。
- (14) 『浄土宗全書』十五・三七七頁

- (15) 『浄土宗全書』 十五・三七七頁
- (16) 香月院深励『教行信証講義』『教行信証講義集成』 七・二二一頁参照。
- (17) 『大正藏』二十九・九三頁c
- (18) 『国訳一切経』毗曇部・二十六下・四一頁
- (19) 『国訳一切経』毗曇部・二十六下・四一頁
- (20) 『大正藏』二十九・九四頁b
- (21) 「三乗の五逆」の内実として『十輪経』で引く五逆と同じく、この四重禁を犯した者は、出家受戒を許されず、またもし受戒させたならば、その師も罪を犯したことになる」とされる。
- (22) 『大正藏』十三・七三七頁a
- (23) 『新国訳大蔵経』諸経部・二・地藏十輪経・一八九頁
- (24) 『浄土宗全書』 十五・三七八頁
- (25) ロバート・F・ローズは、三善為康の記した『拾遺往生伝』（『大日本仏教全書』百七（永観については八五―八七頁参照））に依って、永観の誕生については不詳としたうえで、三論宗の僧になった経緯について、次のように纏めている。なお、『拾遺往生伝』は永観が没した年である一一一年に成立しているため、永観の伝記として信頼性の高い資料である。
- 永観は二才のとき岩清水八幡宮別当の元命（九七〇―一〇五一）の養子になり、この僧に育てられた。十一才のとき真言宗の深観（一〇〇〇―一〇五〇）の弟子となり、翌年には東大寺の戒壇院で具足戒を受け、その後東大寺の東南院に入り、有慶（九八三―一〇七〇）のもとで学問に励んだ。東南院といえは、真言宗の聖宝（八三二―九〇九）によって東大寺における三論と密教の本所として九〇五年に設けられた場所である。特に東南院は南都における三論研究の中心であり、所属の僧侶は皆、文献には「三論宗」と記載されている。永観も同様であり、そのため『浄土法門源流章』において凝然は永観の念仏を三論系の念仏と規定している（大正藏経八四、一九六a）。
- 〔永観の念仏観―法身同体の思想を中心として―〕『大谷学報』八十一・二・二頁
- (26) 『浄土宗全書』 十五・三七二頁
- (27) 『浄土宗全書』 十五・三九四頁
- (28) 『浄土宗全書』 十五・三七二頁
- (29) 大谷旭雄は、『往生拾因』の巻末に、

南都東大寺 沙門永観艸
願共結縁者 往生安楽国

〔浄土宗全書〕十五・三九四頁

と示されていることに注目して、次のように述べている。

表題のもとには「念仏宗 永観集」と記しながら、ここでは東大寺沙門たることを明記しているのである。この矛盾は永観が念仏宗と称しながらも、依然としてかれの立場は東大寺三論の宗籍を破棄していなかったことを物語るものであり、換言すれば、永観が東大寺三論と訣別して新宗を別開する意志がなかったことを示すものといわねばならぬ。
〔浄土仏教の思想―永観 珍海 覚鏝―〕七・一二五頁

この指摘は傾聴すべきであると思われるが、親鸞は『尊号真像銘文』で法然の真像について、

比叡山延暦寺宝幢院黒谷源空聖人真像
〔定観全〕三・和文篇・一〇六頁〔聖典〕五二六頁

と述べているし、『無量寿経釈』『観無量寿経釈』『阿弥陀経釈』の冒頭には、

天台黒谷沙門源空記
〔法然全〕六七頁・九七頁・一四七頁

と記されている。これらを鑑みると、巻末の文言だけをもって「新宗を別開する意志がなかった」とは言い切れない。しかしながら、永観の生涯より窺うに、やはり三論宗に立脚しながら念仏を修したと考える方が自然であろう。無論この議論については、「宗」とは何かという根本的な考察が本来必要であると思われるが、本論ではそれが主題ではないので省略した。

- (30) 〔浄土宗全書〕十五・三七一頁
(31) 〔浄土宗全書〕十五・三七七頁
(32) 〔浄土宗全書〕十五・三七七頁
(33) 〔浄土宗全書〕十五・三七八頁
(34) 〔浄土宗全書〕十五・三七八頁
(35) 〔浄土宗全書〕十五・三八三頁
(36) 〔浄土宗全書〕十五・三八四頁
(37) 〔浄土宗全書〕十五・三八七頁
(38) 〔浄土宗全書〕十五・三八七頁
(39) 〔浄土宗全書〕十五・三九二頁

- (40) 『浄土宗全書』十五・三七八頁
- (41) ただし、『教行信証』の展開において『十輪経』が『薩遮尼乾子経』に変わったことによる意味の異なりは読み取ることができなかつた。やはり主題を、十悪や近無間の業ではなく、五逆とすることに焦点がある引用方法なのであろうか。
- (42) 香月院深励『教行信証講義』『教行信証講義集成』七・二二〇頁()内引用者

【凡例】

- 一、原則として、常用漢字に改めて引用した。
- 一、漢文に附されている合字は、適宜、現行の仮名に改めた(ㄱ)↓「シテ」など)。
- 一、参照の便を考え、『真宗聖典』(東本願寺出版部)に収録されているものは、その該当頁を合わせて示した。
- 一、出典については、次のように略記した。

- 『定本親鸞聖人全集』
- 『定親全』
- 『大正新脩大藏経』
- 『大正藏』
- 『真宗聖典』(東本願寺出版部)
- 『聖典』

(本学任期制助教 真宗学)

〈キーワード〉永観、五逆追釈、唯除の文

資
料

資料 「信登」卷末の「五逆の文」の典拠

覽表(前半)

●「五逆の文」(三乘の五逆)

言「五逆」者若依「淄州」五逆有二

一者三乘五逆謂

一者故「父」

二者故「母」

三者故思殺羅漢

四者倒見破三和合僧

五者惡心出「身」血

以「青恩田」遺「福田」故名之為逆

執「此逆」者身壞命終必定墮於無間地獄

大劫中

受「無間苦」名「無間業」

又復論中有

五無間同類業

彼頌云

汚「母無學尼」

殺「住定菩薩」

及有學無字

奪「僧和合緣」

破壞卒都波

●「在生捨因」の文

次五逆者若依「淄州」五逆有二

一者三乘五逆謂

一者故思殺「父」

二者故思殺「母」

三者故思殺羅漢

四者倒見破三和合僧

五者惡心出「身」血

以「青恩田」遺「福田」故名之為逆

犯「此逆」者身壞命終必定墮於無間地獄

大劫中

受「無間苦」名「無間業」

又復論中有

五無間同類業

彼頌曰

汚「母無學尼」

殺「住定菩薩」

及有學無字

奪「僧和合緣」

破壞卒都波

●『往拈因』の典故

有_レ五無間入罪惡業_一。

何等_レ為_レ五。

一者_レ故思殺_レ父。

二者_レ故思殺_レ母。

三者_レ故思殺_レ阿羅漢。

四者_レ倒見破_レ三閻_レ僧。

五者_レ惡心出_レ弘身_レ罪_一。

如是五種_レ名為_レ無間大罪惡業_一。

若人_レ於_レ五無間中_レ隨造_レ一種_レ不合_レ出家及受具

戒_一。

〔大乘大集地持十論經〕三六正藏_一十三・七三七頁。

且止_レ傍論_レ應_レ辨_レ逆緣_一。瑛曰。

棄_レ壞_レ怨_レ德_レ田_一。形_レ亦_レ成_レ逆。

母_レ謂_レ因_レ彼_レ血_一。

誤_レ等_レ無_レ致_レ有_一。

害_レ後_レ無_レ害_一。

打_レ心_レ出_レ弘身_一。

論_レ曰。何緣_レ害_レ母_レ等_レ成_レ無_レ間_レ非_レ余_一。由_レ棄_レ惡_レ田_一壞_レ。

德_レ田_一成_レ。

謂_レ害_レ父_レ母_レ是_レ棄_レ恩_レ田_一。如_レ何_レ有_レ恩_レ。身_レ生_レ本_レ故_一。如

何_レ棄_レ壞_レ謂_レ若_レ復_レ恩_一。德_レ田_一則_レ奈_レ阿羅漢_レ等_一。具_レ諸_レ勝

德_レ及_レ能_レ生_レ故_レ壞_レ德_レ所_レ依_レ故_レ成_レ逆_レ罪_一。

〔阿毘達磨俱舍論〕十八正藏_一二十九・九三頁。

若_レ有_レ衆_レ生_レ殺_レ父_レ害_レ母_一。惡_レ學_レ六_レ親_一。作_レ是_レ罪_レ者_レ命_レ終_レ之_レ時

一日_レ一夜_レ乃_レ問_レ罪_一。阿_レ鼻_レ地_レ獄_一。一日_レ一夜_一。此_レ爾_レ停_レ提

日月_レ歲_レ數_レ六_レ〇_レ小_レ劫_一。如_レ是_レ壽_レ命_レ尽_レ一_レ大_レ劫_一。五_レ逆_レ罪_レ人_一

無_レ慚_レ無_レ愧_レ造_レ作_レ五_レ逆_一。五_レ逆_レ罪_レ故_レ命_レ終_レ時

(…):中_レ略_レ。阿_レ鼻_レ地_レ獄_一的樣子_レを_レ説_レく(…)

〔觀_レ仏三昧海經〕五_レ六_レ正_レ藏_一十五・六六九頁。

唯_レ無_レ間_レ罪_レ定_レ生_レ三_レ地_レ獄_一。諸_レ無_レ間_レ類_レ亦_レ定_レ生_レ彼_レ有_レ奈

師_レ説_一。非_レ無_レ間_レ生_一。同_レ類_レ者_レ何_一。

瑛_レ曰_一。

汚_レ辱_レ無_レ字_レ尼_一。殺_レ在_レ定_レ常_レ離

及_レ有_レ字_レ聖_レ者_一。奪_レ和_レ合_レ僧_レ緣_一。

破_レ壞_レ袈_レ裵_レ者_レ破_レ。是_レ無_レ間_レ同_レ類_一。

論_レ曰。如_レ是_レ五_レ種_レ隨_レ其_レ次_レ第_レ一_レ是_レ五_レ無_レ間_レ同_レ類_一業_レ處_レ。謂

有_レ於_レ母_レ阿_レ羅_レ漢_レ尼_レ行_レ短_レ巧_レ來_レ請_レ非_レ允_レ行_一。或_レ有_レ

殺_レ害_レ住_レ定_レ菩_レ薩_一。或_レ殺_レ三_レ學_レ聖_レ者_一。或_レ奪_レ僧_レ合_レ緣_一。或_レ

破_レ壞_レ袈_レ裵_一。是_レ五_レ逆_レ同_レ類_一。

〔阿毘達磨俱舍論〕十八正藏_一二十九・九四頁。

論_レ曰。言_レ無_レ間_レ業者_一。謂_レ五_レ無_レ間_レ業_一。其_レ五_レ者_レ何_一。一

者_レ害_レ母_一。二_レ者_レ害_レ父_一。三_レ者_レ害_レ阿_レ羅_レ漢_一。四_レ者_レ破_レ和_レ合_レ僧_一。

五_レ者_レ惡_レ心_レ出_レ弘身_レ罪_一。

※〔殺_レ母_レ罪_レ同_レ類_一等_レに_レ關_レしては、九_レ教_レ通_レの_レ五_レ逆_一に

よ_レつ_レて_レい_レる_レので_レ特_レに_レこの_レ箇_レ所_レの_レみに_レ依_レつ_レた_レとい

う_レわ_レけ_レで_レは_レない_レが_レ參_レ考_レに_レ示_レした_一。

●『在拈因』の典故の典拠

資料「信卷」卷末の「五逆の文」の典拠一

覽表(後半)

●「五逆の文」(大乘の五逆)

二者大乘五逆

如薩遮尼乾子經說

一者破三壞塔寺一焚三燒經藏一及以盜用三寶財

物

二者謗三乘法一非三聖教一障破留難隱蔽

落藏

三者一切出家人若戒・無戒・破戒・打罵呵

實說一過禁閉還俗驅使偵調斷命

四者殺三父母三害三母一出血身血一破三和合僧一殺

阿羅漢

五者謗無因果一長夜常行一十不善業上已

彼經云

一起不善心殺害獨覺一是殺生

一姪羅漢尼一是云邪行也、

三侵損所施三宝物一是不與取

四倒見破和合僧衆一是虛誑語也出略

顯淨土真実信文類三

《顯淨土真実教行証文類一翻刻篇一》三三〇

一三三頁

□内は『定本親鸞聖人全集』に依つて附した

『定親全』一・一九一一九頁『理愚

二七上一二七八頁以下すべて改行引用者)

●「在生捨因」の文

二者大乘五逆

如薩遮尼乾子經說

一者破三壞塔寺一焚三燒經藏一及以盜用三寶財

物

二者謗三乘法一非三聖教一障破留難隱蔽覆

藏

三者於一切出家人一若有戒一無戒持戒破

戒一打罵呵責說一過禁閉還一俗驅使偵調斷

命

四者殺三父母三害三母一出血身血一破三和合僧一殺

羅漢

五者謗無因果一長夜常行一十不善業上已

次十惡者身三口四意十中前四名四重禁

謂殺盜淫妄語也若依十輪經於此四重中

說近無間業故

彼經云

一起不善心殺三害獨覺一是殺生

一姪羅漢尼一是欲邪行

三侵損所施三宝物一是不與取

四倒見破三和合僧衆一是虛誑語

(淨土宗全書)十五・三七七―三七八頁

●『往生指因』の典拠

經無知謗正法不孝父母作如是衆罪我今悉懺悔。

贊曰。第十一機由五逆所造惡業。

依大乘經所說五逆。非三乘通說。

言五逆者。準薩遮尼乾子經。

一不得破壞塔寺焚燒經像及用盜三宝物。

二謗三乘法言非聖教。障礙留難隱蔽覆藏。

三於一切出家人所若有戒無戒持戒破戒打罵詈

噴。說過禁閑違俗驅使責調斷命。

四不得殺父害母出佻身血破和合僧殺阿羅漢。

五不得謗無因果長夜常行十不善業。

今此辦法即第二逆。不孝父母即第四逆。

〔金光明最勝王經疏〕三末「大正藏」三十

九・三三七頁a)

復有四種近五無間大罪惡業根本之罪。

何等為四。

一者起不善心殺一善獨覺。是殺生命大

罪惡業根本之罪。

二者姪三阿羅漢必弑尼僧一。是欲邪行大罪惡業

根本之罪。

三者侵三損所施三宝物一。是不與取大罪惡

業根本之罪。

四者創見破壞一和合僧衆。是虛誑語大罪惡

業根本之罪。

若人於此四近無間大罪惡業根本罪中「隨犯二

一種」。不_レ合出家及受_二具戒_一。

〔大乘大集地藏十輪經〕三「大正藏」十三・

三七七頁a 1 b)

●『往生捨因』の典拠

業障者依三薩遮尼乾子經有五種逆。

一破壞塔寺焚燒經像。竊盜及用三宝物。

二謗三乘法言非聖法。障礙留難隱蔽擊覆

藏。

三於一切出家人所。若有戒無戒持戒破戒打

罵詈實。說三其過失禁三閉生獄。或脫_二袈裟_一

漏_レ淨_二還俗_一。

責役驅使僱_レ其發_二斷_一其_レ根_レ故。大集經言

說一破戒比丘過失_レ過_レ出_レ方_レ僉_レ身_レ血。

四殺_レ父_レ害_レ母_レ殺_レ阿羅漢_一出_三佻_二身_レ血_一破_二和_レ合

僧_一。

五起_レ大_レ邪_レ見_レ謗_レ無_レ因果。長夜常行三十不

善_レ業。

此之五種唯於「大乘」名五逆業障。

〔妙法蓮華經玄贊〕三末「大正藏」三十四・

七〇八頁c 1 七〇九頁a)

●右記「妙法蓮華經玄贊」の典拠

王言。大師。何者根本罪。答言。大主有五種

罪。名為根本。何等為五。

一者破壞塔寺焚燒經像。或取_レ佻_レ物_レ傳_レ物。

若教人作見作助喜。是名第一根本重罪。

若謗_レ閑_レ辟_レ支_レ公_レ法_レ及_レ大_レ乘_レ法。毀_レ些_レ留_レ難_レ隱_レ蔽_レ覆

藏。

是名第一根本重罪。

若有_レ沙_レ門_レ信_レ心_レ出_レ家。剃_レ除_レ鬚_レ髮_レ身_レ著_レ染_レ衣。或_レ有

持_レ戒_レ或_レ不_レ持_レ戒。

繫_レ閉_レ獄_レ枷_レ鎖_レ打_レ縛。寢_レ役_レ驅_レ使_レ責_レ語_レ發_レ調。或_レ脫_レ袈

盜_レ通_レ舍_レ還_レ俗。或_レ斷_レ其_レ命。

是名第三根本重罪。

於_レ五_レ逆_レ罪_レ若_レ作_レ一_レ業。是名第四根本重罪。

謗_レ無_レ一切_レ善_レ惡_レ業_レ報。長_レ夜_レ常_レ行_レ十_レ不_レ善_レ業。

不_レ畏_レ後_レ世。自_レ作_レ教_レ人_レ堅_レ住_レ不_レ捨。是名第五根本

重_レ罪。

大_レ主_レ言_レ知。若_レ犯_レ如_レ是_レ根_レ本_レ重_レ罪_レ而_レ不_レ自_レ悔。決_レ定

燒_レ滅_レ一切_レ善_レ根_レ。趣_レ大_レ地_レ獄_レ受_レ無_レ間_レ苦。

